

◆◆◆変更届(販売業)の手引き◆◆◆

- ◎ 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）
- ◎ 届書の提出先：

名 称	所 在 地
寝屋川市健康部保健総務課 (寝屋川市保健所) 薬事担当	寝屋川市池田西町28番22号 (保健福祉センター2階) 電話 072-829-7771

1 変更届について

次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて **30日以内**に届出を行う必要があります。（毒物及び劇物取締法第10条）

- (1) 申請者氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- (2) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
- (3) 営業所又は店舗の名称
- (4) 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更
- (5) オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合（同一品目に限る）
- (6) オーダー販売業又は同一ビル内での移転（下表参照）。
- (7) 販売業の、同一フロア内での移転（下表参照）。

区 分	新 規 申 請 を 要 す る 場 合	変 更 届 等 を 要 す る 場 合
毒物劇物販売業 (オ ー ダ ー)	・ 同一ビル外へ移転する場合	・ 同一ビル内で移転する場合
毒物劇物販売業	・ 同一ビル内で階を移転する場合 ・ 同一ビル外へ移転する場合	・ 毒物劇物保管設備を変更（移転）させる場合 ・ 同一フロア内で移転する場合

※ 次の事項については、変更届を提出する必要がありません。

- (1) 法人の代表者役職名及び代表者氏名に変更が生じた場合
- (2) 引っ越し又は婚姻等により、**毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名**に変更が生じた場合

次の事項に該当する場合には**新規登録申請**が必要です。新たな登録を取得するまでに毒物劇物の販売・授与を行うと**無登録販売**になります。

- (1) **新たに**毒物劇物を販売する場合
- (2) **経営者**が変わる場合（営業権の相続、譲渡など）
- (3) **組織変更**の場合（申請者が個人⇄法人、法人の合併など）
- (4) **登録の種類**が変わる場合（農薬用品目販売業を一般販売業に変更する場合など）
- (5) **全面改装**の場合（既存の店舗を取り壊して新築する場合(改装は変更として扱う)）
- (6) **仮店舗**を開設する場合（既存の店舗を全面改築する際、仮店舗で毒物劇物の販売を行う場合）
- (7) 店舗を**移転**した場合（**店舗所在地**が変わった場合）

※オーダー以外の場合は、同一ビル内の階数変更も新規申請が必要です。

- (8) 登録更新申請を登録満了日までに行わなかった場合（期限切れ新規）

2 変更届に必要な書類

- (1) 変更届書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 11 号様式の(1)）
- (2) 変更事項に対応する書類（添付書類は次の表を参照してください。）

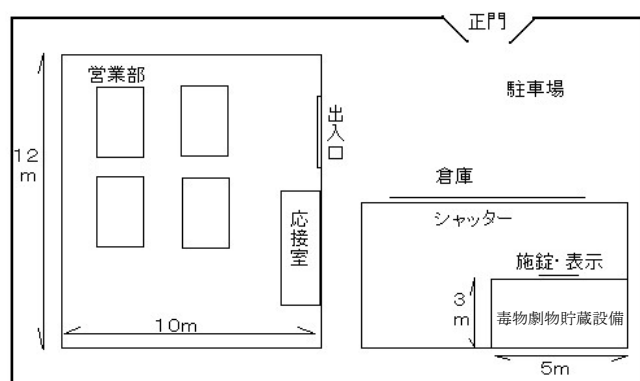
変更事項		添付書類
①	申請者の氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地）	○法人の場合は、登記事項証明書 個人の場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本（個人は氏名変更時のみ） (注)発行日より 6か月以内 のもの（写し可*4）
②	毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分	○変更前・後の図面 （付近の見取り図、店舗の平面図*1、毒物劇物保管場所・保管庫の概要図等*2）
③	営業所又は店舗の名称	不要
④	移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更	○各市・区・町・村長が発行する証明書
⑤	オーダー販売業 → 現物を扱う販売業	○毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類（「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照） ○店舗平面図*1 ○毒物劇物保管場所・保管庫の概要図*2 ○登録票（原本）*3
⑥	現物を扱う販売業 → オーダー販売業	登録票（原本）*3

⑦	オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア（同一階）内での移転時	変更内容がわかる図面等
---	---	-------------

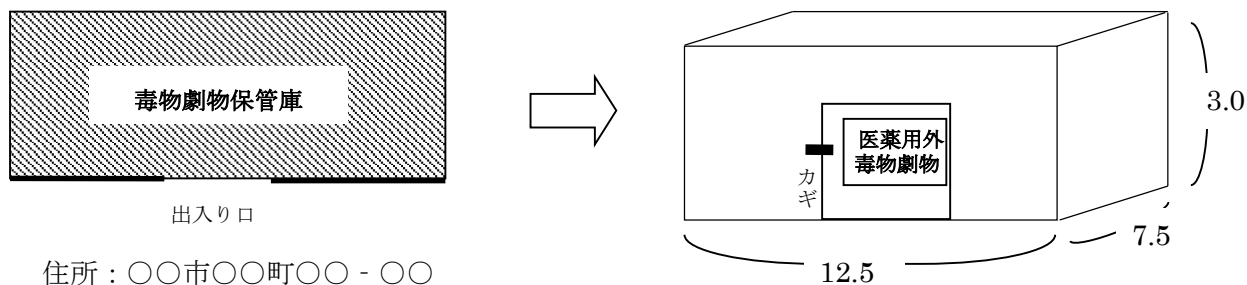
* 1 店舗の平面図について

- (1) 市場・スーパー・ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も必要です。
- (2) 定規等を用いて正確に作成すること。
- (3) 出入口、通路を明確に記載すること。
- (4) 毒物劇物の保管場所を明確に記載すること。
- (5) 店舗の所在地と離れた場所に倉庫(分地倉庫)がある場合は、その所在地も記載すること。

【店舗の平面図 記載例】



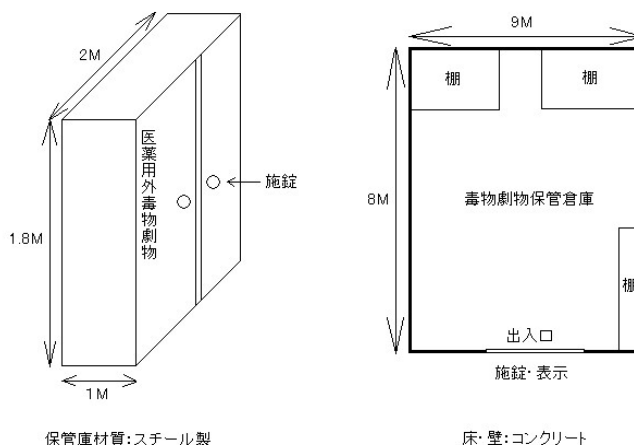
【分置倉庫 記載例】



* 2 保管場所の概要図について

施錠設備及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるように記載すること。

【保管設備概要図 記載例】



＊ 3 書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。

＊ 4 写しを提出する場合、以下の(1)～(3)の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

(1) 当該写しが原本と相違ない旨

(2) 原本証明を行った年月日

(3) 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

なお、添付した証書等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

3 変更届（販売業）記載上の留意点

(1) 業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農薬用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記入すること。

(2) 登録番号及び登録年月日は登録票と照合し、正確に記載すること。登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。

(3) 変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。

(4) 届出年月日は、提出日を記載すること。

(5) 住所及び氏名は登録票をよく確認のうえ記載すること。

4 添付書類の省略

(1) 添付書類の省略できる範囲

次の者が寝屋川市内に変更届を行う場合であつて、既に当該営業に係る申請・届出等において、当該書類を保健総務課に提出している場合。

ア 薬局又は医薬品販売業の許可を受けた者又は許可申請中の者

イ 毒物劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者

(2) 添付書類を省略する場合、申請書又は届出書の備考欄への記載

（記載例）

ア 本届出に係わる添付書類（〇〇〇〇〇）は毒物劇物販売業（第〇〇〇〇〇号）の申請書（変更届）に添付済み。

イ 本届出に係わる添付書類（〇〇〇〇〇）は申請中（〇年〇月〇日申請）の医薬品販売業の申請書に添付済み。

記載例

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 11 号様式の(1) (第 11 条関係)

(毒物劇物販売業)

変 更 届

業 務 の 種 別	一般販売業、農業用品目販売業 又は特定品目販売業の別を記載		
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	登録番号 第 △ △ △ △ △ 号	有効期間の開始 年月日を記載	
	登録年月日 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日		
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地 〒○○○-○○○ 大阪府寝屋川市本町○番○号 ○○ビル○階 名称 △△ 株式会社 (電話 ○○○-○○○-○○○)		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	店 舗 の 名 称	○○株式会社	△△株式会社
	氏 名	○○株式会社	△△株式会社
	住 所	寝屋川市本町○番○号	東京都○○区○○町○番○号
	構 造 設 備	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
変 更 年 月 日	○○ 年 △△ 月 □□ 日		
備 考	変更が生じた年月日を記載		

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

提出日を記載

住所 〒△△△-△△△△
東京都○○区○○町○丁目○番○号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 △△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

個人の場合は現住所・個人名を記載
法人の場合は登記された本店の所在地、法人名、代表者の役職名氏名を記載

寝屋川市長 様

【連絡先】 TEL ○○○-○○○-○○○○
担当者 ○○ ○○